

〔法然上人行狀畫圖 三十六〕おりしも最勝四天王院供養に、大赦ををこなはれけるに、その御沙汰ありて同年〔建永二年〕十月二十五日改元承元元年なり、十二月八日勅免の宣旨をくだされけり、かの狀云、  
太政官符 土佐國司

流人藤井元彦

右正三位行權中納言兼右衛門督藤原朝臣隆衡宣奉勅、件の人は、二月廿八日事につみしてかの國に配流、しかるをおもふところあるによりて、ことにめしかへさしむ、但よろしく畿の内に居住して、洛中に往還する事なかるべし者、國よろしく承知して、宣によりてこれををこなへ、符到奉行、

承元元年十二月八日

左大史小槻宿禰

七道

〔伊呂波字類抄見〕地儀道ミチ七道七道東海道東海道東山道東山道南海道南海道西海道西海道北陸道北陸道山陰道山陰道山陽道山陽道

〔古事記傳 二十三〕抑畿外を都て七道と分ち、又其名どもを定められたるも、何れの御世と云こと詳ならず、按に孝徳天智ばかりの御世にもやありけむ、孝徳紀二年に、畿内の疆を定められしことは見えたれども、其處にも、七道のさは見えすして、同年の文に、東方八道とあるは、なほ上代の稱格なれば、是時いまだ都てを分て七道とせる制りは無かりしこと知られたり、然るに、彼紀の此御卷崇にしも、東海北陸などあるは、後に出來たる名を以て記されたる物にして、當昔の名には非ず、此記に、東方十二道高志道などあるぞ、古の稱にはありける、又景行紀に、東山道とあるも同じことなり、凡て孝徳紀より前に、かゝる名どもの見えたるは、後のを以て記されたるものぞ、成務紀に、山陽山陰とあるは、何地にまれ山南山北と云ことにして、山陽道山陰道を云るには非ず、さて七道と云ことは、文武紀に始めて見えたり、

〔古事記傳 二十九〕さて天下の國々の分屬キザの古書に見えたるは、水垣宮崇段コシに、高志道後の北